



2024年5月30日に承認可決されました

2024年度第2回理事会(みなし決議)の概要をお知らせします。

2024年5月29日に、代表理事川合俊一が理事及び監事全員に対して、理事会の決議事項である以下2点の内容の提案書を発送し、2024年5月30日までに決議に加わることのできる理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事3名から本件について異議が無い旨の意思表示を得たので、定款第43条に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会決議があったとみなされた。

<決議事項>

●2023年度(第14期)決算について

- ・監査法人による監査が定例理事会開催までに間に合わないことが想定されていたため、2024年5月7日に開催された事前説明会にて決算概要の要点を説明し、2024年5月20日に開催された2024年度第2回理事会(定例)では、決算確定前の段階ではあるが、暫定金額を理事会宛て事前に提示していた。28日に監査承認が下り、29日の監事会終了後に、書面によるみなし決議として提案する経緯となった。

【2023年度決算額】

収入：3,527百万円(前年度 2,457百万円/前年度比 +43.5%)
支出：3,817百万円(前年度 2,288百万円/前年度比 +66.8%)
利益：△322百万円(前年度 169百万円/前年度比 △290.5%)

○決算概要の要点

- ・2020～2022年度はコロナ禍による活動制限/自粛があるため予算規模が大幅減少したが、2023年度は大きな国際大会(パリ五輪予選/ワールドカップ、VNL)開催により、収入・支出とも大幅増加した。その一方で、2023年度はコロナ禍で見送られてきたバレーボール日本男女代表(フル代表、アンダーエイジ全て)の大会・合宿等の活動が活発化したことにより費用も膨らみ、最終的には△322百万円の赤字決算となった。それにより正味財産も1,931百万円(前年度2,253百万円)に減少した。ただし、特定費用準備資金の目的取り崩し(380百万円)を含めた計画予算上ではほぼ収支均衡となった。
- ・最終的な決算承認は評議員会の権限であるため、6月14日の定時評議員会に提案される。

●特定費用準備資金積立について

公益認定法において、公益法人として認定されるための基準(財務3基準)が以下の通り示されているが、基準を満たさない団体は公益認定を取り消しとなる。



今回の決算確定により、②収支相償を満たす必要が出てきており、その為には、収支相償上の黒字額（81,733,704 円）以上の積立が必要となることから、特定費用準備資金として、85 百万円を「国際大会積立金」として積立てることを提案する。

■財務 3 基準と JVA の状況

- ①公益目的事業比率が 50%以上であること
→90%以上が公益目的事業のためクリア。
2023 年度は 94.99%（2022 年度は 90.53%、2021 年度は 88.86%）
- ②公益目的事業が収支相償であること（公益事業が黒字ではないこと）
※公益事業が黒字の場合には、早急に黒字を解消する施策が求められる
→下記計算式のとおり公益目的事業で収支相償上の黒字となるため、対策が必要。
- ③遊休財産額が公益目的事業の額を超えていないこと
→遊休財産額は約 1,639 百万円のためクリア（公益目的事業は約 3,457 百万円）

（収支相償*上の金額の確定）

*収支相償：公益目的事業が黒字でないこと（収益を得てはいけない）というルール
収支相償上の収入には「特定費用の取崩」及び「収益事業の損益がプラスだった場合、その半分の額」を加算する決まりとなっている。その決まりに基づいた 2023 年度の決算確定時の「公益事業」の収支金額は以下のとおり。

経常収益（収入）	3,120,121,131 円	
特定費用の取崩	380,000,000 円	
収益事業黒字の半額	39,174,081 円	

収入計	3,539,295,212 円	
経常費用（支出）	3,457,561,508 円	

損益	81,733,704 円	・・・収支相償上の黒字（特定費用積立等の調整が必要）

■特定費用準備資金 追加積立 85 百万円の用途目的

- ・資金の名称： 国際大会積立金
- ・将来の特定の活動の名称： 国際大会活動事業
- ・活動の内容： 2026 年度に行われる国際大会の活動費
- ・計画期間： 2026（令和 8 年度）年度の 1 年間
- ・活動の実施予定時期： 2026 年度
- ・積立限度額： 85 百万円
- ・積立額の算定根拠： 海外遠征費 85 百万円

以上